

平成 22 年 5 月 25 日

各 位

上場会社名 株式会社アールテック・ウエノ
(コード番号：4573 大証ヘラクレス)
本社所在地 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
代 表 者代表取締役社長 真島 行彦
問 合 せ 先ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
電 話 番 号 03 (3596) 8011

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 21 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 28 条（社外取締役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。
なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 社外監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 36 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）＜予定＞
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）＜予定＞

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p>	<p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第35条～第45条 (略)</p>	<p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第47条 (現行どおり)</p>